南相馬市第三次国土利用計画(素案)に係るパブリックコメント手続提出意見等に対する実施機関の考え方

連番	意見提出者	資料番号	~_~~	意見要旨(意見等)	回答内容		
			~		対応区分	市の考え方(対応の理由等)	
1	鹿島区地域協議会	4 - 2	-	震災後、寺内地区に仮設住宅が大規模な戸数ができ、今は元どおりに現状しているが、そこの 有効活用というのは考えているのか。都市計画区域にはまだ入ってないが、この地域にとって働 く場所の確保は絶対必要。土木建築業者の人より、とにかく若手の労働者が働きにこない、本当 に誰でもいいから来て欲しいという話を聞いた。小高区は今、復興に向けて産業団地、フロン ティアパークというのを着々整備しているが、鹿島区にとっての産業団地というのはどこか疑問 に思った。	うり りり	仮設住宅跡地については、震災前に「ほ場整備」が入っていたところでしたので、基本的には 農地に戻したうえで、地権者の方にお返しすることになっています。 また、鹿島区への産業団地の整備については、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせ ていただきます。	
2	鹿島区地域協議会	4 - 2	-	鹿島区でも国道6号沿いにチェーン店の出店計画があったらしいが、鹿島区では集客が見込めないということで原町区への出店になった。最近市内にできている様々な店舗は鹿島区ではなく、悠長に考えていると、取り返しがつかない状況になるのではないかと危惧している。地域間の格差が広がっていく前に迅速な対応が必要。 先ほどの寺内の地権者の人たちがどのように思ってるか。農地に戻してくれという人は、そんなに多くないだろうと思うし、ある人からは活用していただきたいという声を聞いている。	ご意見	鹿島区の活性化については、総合計画等の中で、ご意見等を踏まえ、取り組んでまいります。 また、仮設住宅跡地については、震災前に「ほ場整備」が入っていたところでしたので、基本 的には農地に戻したうえで、地権者の方にお返しすることになっています。	
3	小高区地域協議会	-	-	今回の報告事項とは少し違うが、小高駅前通りは県道だと思うが、市に払い下げすることはで きないのか。	ご意見	当該路線は主要施設(小高駅)と県道浪江・鹿島線を結ぶ重要路線であり、引き続き県道とし て福島県が管理していきます。	
4	小高区地域協議会	-	-	駅前通りの件で確認をしていただきたいが、歩道のカバーは変えていただけないか。市道のカ バーは変えていただいたが、県道はずっと剥がれたままになっている。	ご意見	支障箇所を確認し、道路管理者である相双建設事務所管理課に進達してまいります。	
5	原町区地域協議会	4 - 2	-	自然災害の頻発化・激甚化について。昨年山形県鶴岡市で災害があり男性が一人死亡したが、 宅地は水があって排水がよくて平坦でないといけない。しかし安心安全な場所であっても、農地 法、農振法があり、宅地に適していても家を建てて豊かな生活をすることができない。例えば ジャスモール西側の仮設住宅が約400戸あったところは、仮設を造りたいという話を県外の業 者よりいただき造ってもらった。それから10数年仮設として利用された。幼稚園から高校まで 近く、買い物も近く、道路もあり水害もない大変便利な場所だった。しかし農振地域で、住宅を 建てることが出来ず、土地の安い所、山の近くに建てるしかなく、災害にあってしまう。よく考 えて国土利用計画を作っていただきたい。あるいは農振地域の見直しをしてほしい。	ご意見	本計画では、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(3)土地利用の質的向上」として、 「ア 災害に強い土地利用」を掲げ、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を 基本としつつ、事前防災や減災等の観点を踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国 土強靭化の取組を推進してまいります。 また、農業振興地域の見直しについては、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせてい ただきます。	
6	鹿島区地域協議会	4 - 2	2	道路:農道及び林道は自然景観との調和や地域産業の振興に配慮した整備の促進となっている が、昔は通用した農家頼みの政策のあり方も、今はやはり人口が減っているという部分もあっ て、地域の団体での美化活動というのはなかなか難しいところがある。業者を使う等、市の方で もどんどん参入し、改善して欲しい。	ご意見	本計画では、「4 利用区分別の土地利用の基本方向」のうち「(5)道路」の中で、農道 及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林の適正な維持・管理をしており ますのでご意見のありました、美化活動に関する市の参入については、貴重なご意見として、今 後の業務の参考とさせていただきます。	

南相馬市第三次国土利用計画(素案)に係るパブリックコメント手続提出意見等に対する実施機関の考え方

連番	意見提出者	資料番号	ページ	意見要旨(意見等)	回答内容	
Æ					対応区分	市の考え方(対応の理由等)
7	鹿島区地域協議会	4 - 2	3	 ・前回の会議録にも出ているとおり、小高区で営農型と設置型の両方で太陽光パネルの設置が非常に進んでおり、毎月委員会に転用許可などの申請が著しい件数あがってきている。震災前8,300ヘクタールあった農地を7,222まで回復させるといった計画でも、遊休農地が1,000ヘクタール残ってしまう。この1,000ヘクタールの遊休農地、これが全部太陽光パネルになるということだけはないようにして欲しい。 ・農業の担い手について様々な要因があるが、増加は見込めない。農地の集積が進んで経営規模面積が増えているというだけで、決まった人がやっている農地をどんどん増やしてるというのが現状。実際にやっている小中規模農家はなかなかおらず、新たに農業がやりたいから南相馬市に移住・定住するということはほとんどないという話であるため、遊休農地解消については、農業振興の意味からも、それなりの施策を打って対応していただきたい。 	ご意見	本計画では、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(3)土地利用の質的向上」として、 「イ 循環と共生を重視した土地利用」を掲げ、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の 土地利用や防災、自然環境や生態系、景観等に配慮しつつ地域との共生を図るなど、循環と共生 を重視した土地利用を推進してまいります。 また、遊休農地解消については、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(2)土地需要の量 的調整」の中で、震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の 増加が懸念されるため、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場 としての役割や、農用地や森林が有する水源涵(かん)養機能など自然環境保全機能などの多面的 な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断 のもとで計画的に行います。
8	鹿島区地域協議会	4 - 2	3	資料4-2の3ページの中に、みちのく鹿島球場サブグラウンド整備とあるが、市として総合運動公園関係をどのように考えてるのか。他の市町村からすれば、非常に遅れている。小高の西部 グラウンドが産業団地になるということだが、市民の使用に支障が出るため、とりあえずの救済 策として、小高中学校あたりのグラウンドの使用が1番良いのではないかと思う。総合運動公園 について、具体的な対応の仕方を明確にして計画を進めていかないと遅れていくため、そういう 形を練っていただきたい。	ご意見	みちのく鹿島球場サブグラウンド整備については、貴重なご意見として、今後の業務の参考と させていただきます。